

虐待防止マニュアル

障害のある人への虐待は絶対許されるものではない。
尊厳を脅かし、自立や社会参加を妨げます。虐待と気付かないまま起きている恐れがある。

◎障害者虐待の種類(障害者虐待防止法)

- ①養護者(家族・親族)などによる虐待
- ②障害者福祉施設従事者などによる虐待
- ③使用者による虐待

こんなことが虐待にあたります
(障害のある人に対する虐待は、次の5種類に分類される)

1) 身体的虐待

・暴力によって、身体に傷・苦痛を与える。正当な理由なく身体を拘束すること。

2) 性的虐待

・無理やり(又は同意と見せかけて)性的な行為をすることや、性的な行為をさせること。

3) 放棄・放任(ネグレクト)

・障害のある人の世話や介護・介助を怠り、生活環境や心身の状態を悪化(衰弱)させること。
(施設・職場において、施設の長や使用者が施設内で起きている虐待を放置することなども該当)

4) 心理的虐待

・脅し・侮辱・悪口を言う。無視するなど精神的に苦痛を与える。

5) 経済的虐待

・本人を騙したり、同意なしに財産・年金・賃金・預貯金を使うこと。
理由なく金銭を与えない行為。

◎施設・事業所の虐待防止と対応について

(1)施設・事業所の虐待防止の責務(障害者虐待防止法第15条)

障害者福祉施設・施置者又は、障害福祉サービス事業等を行う者は、職員の研修の実施、利用者やその家族からの苦情解決のための体制整備、その他障害者虐待の防止のための措置を講じなくてはならない。

(2)自立支援協議会などを通じた地域の連携

早期防止の対応を図るために、関係機関との連携協力体制の構築が必要

①虐待の予防・早期発見・見守りにつながるネットワーク

地域住民・民生委員・児童委員・社会福祉協議会・知的障害者相談員・家族会等からなる、地域の見守りネットワーク

②サービス事業所などによる虐待発生時の対応(介入)ネットワーク

虐待が発生した場合に素早く具体的な支援を行っていくためのネットワーク

③専門機関による介入支援ネットワーク

警察・弁護士・精神科を含む医療機関、社会福祉士、権利擁護団体など、専門知識等を要する場合に援助を求めるためのネットワーク

(3)早期発見と通報義務

障害者福祉施設など障害者の福祉に業務上・職務上関係のある団体並びに従事者及び使用者は、障害者虐待を発見しやすい立場にある事を**自覚**し、障害者虐待の**早期発見**に務めなければならない。

障害者虐待を受けたと思われる障害のある人を発見した者は、**速やかに市町村に通報する義務がある**。

(法律により、通報者に対する保護が規定されている。情報が漏れたり解雇その他不利益な扱いを受けることはないので安心して通報する)

(4)障害者や家族が置かれている立場の理解

- ・重度の障害のためにコミュニケーションが難しく、虐待を受けた場合でも第三者に説明したり、訴えたりすることができない。
- ・施設等を出ると住む場所がなくなるという不安があるため、職員の顔色を見て生活している。
- ・「お世話をお願いしている」という意識から、施設・事業所の職員に対して思っていることを自由に言えないと感じている。